

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 9 月上旬から中旬にかけて公布または施行された法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[行政法規]

- 「外商投資電信企業管理規定」(国務院令第 534 号、2008 年 9 月 10 日改正公布、施行)

WTO 加盟に伴い制定された外資の通信業参入に関する規定の改正。主な改正点は、①基礎通信業の最低資本金が全国または省・自治区・直轄市を超えて経営する場合は 10 億元(以前は 20 億元)、省・自治区・直轄市の範囲内で経営する場合は 1 億元(以前は 2 億元)に引き下げ(付加価値通信業は変わらず)、②基礎通信業と省・自治区・直轄市を越えた付加価値通信業の場合、工業・情報化部(旧情報産業部)に以前のプロジェクト提案書と F/S に代わり「プロジェクト申請報告」を提出、など。若干の規制緩和にとどまっている。

- 「中華人民共和国労働契約法实施条例」(国務院令第 535 号、2008 年 9 月 18 日公布・施行)

【重要】詳細は、下記の解説をご参照。

[規則]

- 「財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会の省エネルギー・節水専用設備企業所得税優遇目録(2008 年版)並びに環境保護専用設備企業所得税優遇目録(2008 年版)の公布に関する通知」(財税[2008]115 号、2008 年 8 月 20 日発布、同年 1 月 1 日実施)

「企業所得税法实施条例」第 100 条に規定される税額控除の対象設備目録が公布されたもの。省エネ設備は、小型三相電動機、空気調和機、通風機、ポンプ、配電変圧器、ボイラーなど 13 種類 24 品目。節水設備は、業務用洗濯機、空冷式熱交換機、冷却塔、灌漑用機具の 4 種類 5 品目。環境保護設備は、水処理設備、大気汚染防止設備、固形廃棄物処理設備、環境モニタリング機器、クリーン生産設備の 5 種類 19 品目。具体リストは、国家税務総局のウェブサイトをご参照。
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/8084376.html>

- 「財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会の資源総合利用企業所得税優遇目録(2008 年版)の公布に関する通知」(財税[2008]117 号、2008 年 8 月 20 日発布、同年 1 月 12 日実施)

同上。総合利用資源は、共生・随伴鉱産資源、排水・排ガス・廃棄物残渣、再生資源の 3 分野 16 種類。具体リストは、国家税務総局のウェブサイトをご参照。
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/8084132.html>

- 「国家外貨管理局綜合司の外商投資企業の海外資金支払・両替管理改善の關係業務操作問題に関する通知」(匯綜発[2008]142 号、2008 年 8 月 29 日発布・実施)

外商投資企業が銀行に資本金の人民元転を申請する場合、会計事務所による外貨管理局への验资確認(企業への验资報告書提出の前)を義務付けたもの。

- 「商務部の外商投資商業企業の審査認可に関する通知」(商資函[2008]51 号、2008 年 9 月 12 日発布・施行)

テレビ・電話・郵便・インターネット・自販機などによる無店舗販売、音響・映像製品の卸売、図書・新聞・雑誌販売を除き、商業企業の審査認可を省級商務部門が行うとした通知。2006 年 3 月 1 日から一般の商業企業の審査認可は省級商務部門に委譲されているが、商務部に残っていたもののうち

○「外商投資広告企業管理規定」(国家工商行政管理総局・商務部令第 35 号、公布日不明、2008 年 10 月 1 日施行)	重要工業原材料を取り扱う企業と大規模小売店の認可が省級商務部門に委譲されたもの。 現行規定(2004 年 3 月 2 日公布・施行)の改正。主な改正点は、独資企業の審査・認可について、従来、一律に国家工商行政管理総局と商務部が行うとしていたのを、国家工商行政管理総局またはその授權した省級工商行政管理局と省級商務部門が行うとしたこと。
---	---

●労働契約法実施条例が公布、施行される

9 月 18 日付で「労働契約法実施条例」が公布、施行された。「労働契約法」の施行から 9 ヶ月余りを経て、ようやく制定されたものだ。昨年 6 月 29 日に「労働契約法」が公布された後、当初は労働社会保障部(現人力資源社会保障部)が「労働契約法実施弁法」という部門規則として制定する方針だったが、「労働契約法」の反響があまりにも大きいため、途中で国务院の行政法規に格上げされることとなり、今年 5 月に草案が一般公開されるという異例の経過をたどり、再三にわたる修正の後に産み出された。

全文は 38 条で、総則、労働契約の締結、労働契約の解除・終了、労務派遣の特別規定、法律責任、付則の 6 章で構成されている。「労働契約法」の 98 条に対して、「実施条例」はいかにも少ない。起草作業に携わった国务院法制弁公室責任者の説明では、一致性(労働契約法が規定する制度と一致させること)、協調性(使用者・労働者双方の権利・義務のバランスを図ること)、および操作可能性(労働契約法の原則的な規定と誤解を与えている条項について具体的に規定し、関係を説明することにより操作性を高めること)の 3 つを基本原則としたということだが、要は労働者側・使用者側の意見の対立に配慮したものと思われる。結果として、「実施条例」と言う割には具体性が乏しく、“保守的”な内容となった感は否めない。

依然として不明な点が残っているが、ここでは明確になった主要な点をまとめておく。なお、「実施条例」の条文(日本語仮訳)については、次の URL をご覧ください。

→ <http://www.bk.mufig.jp/report/chi200403/308092401.pdf>

1. 無固定期間労働契約

- 1) 「労働契約法」第 14 条第 2 項に定める状況(注 1)にある労働者が無固定期間労働契約の締結を申し出たときは、雇用単位はこれに応じなければならない(第 11 条)。従って、連続 2 回、固定期間労働契約を締結した場合、2 回目の契約満了時には、労働者が望まない限り無固定期間労働契約を締結せざるを得ず、雇用単位から労働契約の更新を拒否できるのは、1 回目の固定期間労働契約の期限満了時までとなる。

(注 1)「労働契約法」第 14 条第 2 項は、①労働者が同じ雇用単位で連続満 10 年就業したとき、②雇用単位が初めて労働契約制度を実施または国有企業が改組して労働契約を更新したときで、労働者が連続満 10 年就業し、かつ法定退職年齢まで 10 年未満のとき、③連続 2 回、労働契約を締結し、労働者に問題がない状況下で労働契約を更新するとき。

- 2) 労働者を使用して満 1 年、雇用単位が書面労働契約を締結していない場合は、使用後満 1 ヶ月の翌日から満 1 年の前日までの計算で、労働者に毎月 2 倍の賃金を支払い、直ちに無固定期間労働契約を締結しなければならない(第 7 条)。

- 3) 連続満 10 年就業の起算日は、労働者を使用した日(労働契約を締結した日ではない)で、「労働契約法」施行前から通算する(第 9 条)。

- 4) 無固定期間労働契約も、固定期間労働契約、一定の業務任務の達成を期限とする労働契約と同様、「労働契約法」第 36 条、第 39 条、第 40 条および第 41 条(注 2)に定める状況にあるときは、雇用単位から解除することができる(第 19 条)。

(注 2)「労働契約法」第 36 条は協議一致したとき、第 39 条は労働者に過誤があるとき、第 40 条は病

気・ケガで業務に復帰できないとき、業務の任に堪えないときなど、第 41 条は雇用単位がリストラを行っているとき、生産経営に重大な困難が発生したときなど。

2. 経済補償等

- 5) 労働者を使用後 1 ヶ月内に、雇用単位が書面で通知しても、労働者が書面労働契約を締結しないときは、雇用単位は書面で労働関係の終了を通知しなければならない。この場合、実際に就業した時間の賃金を支払い、経済補償は支払わなくてよい(以上、第 5 条)。労働者の使用後 1 ヶ月超 1 年未満に、雇用単位が書面労働契約を締結しないときは、労働者に毎月 2 倍の賃金を支払い、かつ書面労働契約を補足締結しなければならない。労働者が書面労働契約を締結しないときは、雇用単位は書面で労働関係の終了を通知し、経済補償を支払わなければならない。2 倍の賃金の計算期日は、労働者の使用後満 1 ヶ月の翌日から書面労働契約を補足締結する前日までとする(以上、第 6 条)
- 6) 労働者が自己の原因によらず雇用単位を移されたときは、新旧の雇用単位での就業年数を通算する。前の雇用単位が経済補償を支払った場合は、新しい雇用単位は前の雇用単位での就業年数を計算しない(第 10 条)。
- 7) 経済補償の計算基礎となる、労働契約解除または終了前 12 ヶ月の平均月額賃金は、時間制賃金または出来高制賃金、賞与、手当などの現金所得とする。平均賃金がその地区の最低賃金を下回る場合は最低賃金とし、就業期間が 12 ヶ月に満たない場合は実際の就業月数で計算する(第 27 条)。
- 8) 「労働契約法」第 40 条の規定により、雇用単位が労働者との労働契約解除を意図し、別に 1 ヶ月分の賃金を支払うことを選択した場合、その 1 ヶ月分の賃金は当人の前月の賃金とする(第 20 条)。
- 9) 一定の業務任務の達成を期限とする労働契約で、任務を達成して終了するときは、「労働契約法」第 47 条の規定により経済補償を支払わなければならない(第 22 条)。
- 10) 雇用単位が「労働契約法」の規定に違反して労働契約を解除または終了する際、「労働契約法」第 87 条の規定により賠償金を支払う場合には、経済補償は支払わなくてよい。賠償金は、労働者の使用の日から年数を計算する(第 25 条)。

3. 労働契約の終了事由

- 11) 労働契約の終了は、「労働契約法」第 44 条に定める事由(注 3)だけで、これ以外に条件を定めてはならない(第 13 条)。「労働法」では、労働契約の記載事項として終了条件が含まれ(第 19 条)、また当事者間で約定した終了条件が発生したときは労働契約は終了すると規定されている(第 23 条)が、これが否定されたことになる。
(注 3)「労働契約法」第 44 条に定める事由は、①労働契約期間が満了したとき、②労働者が基本養老保険待遇の享受を開始したとき、③労働者が死亡または人民法院から死亡・失踪の宣告を受けたとき、④雇用単位が破産宣告を受けたとき、⑤雇用単位が営業許可証の取り消し、閉鎖命令、解散命令を受け、または期限前解散を決定したとき、⑥法律・行政法規に定めるその他の事由。
- 12) 労働者が法定退職年齢に達したときは、労働契約は終了する(第 21 条)。即ち、法定退職年齢に達して基本養老保険待遇が享受できない場合も、労働契約は終了となる。

4. 訓練費用と服務期間

- 13) 「労働契約法」第 22 条第 2 項に基づき、労働者が服務期間の約定に違反して訓練費用を上限として違約金を支払う場合、その訓練費用は、専門技術訓練を行うために支払った証憑のある訓練費用、訓練期間の出張費用および訓練により発生したその他の直接的費用を含む(第 16 条)。
- 14) 労働契約期間が満了しても服務期間が満了していないときは、双方に別の約定がある場合を除き、労働契約期間を服務期間満了まで延長しなければならない(第 17 条)。

- 15) 服務期間に、労働者が「労働契約法」第 38 条の規定(注 4)により労働契約を解除するときは、服務期間の約定に違反するものではなく、雇用単位は労働者に違約金の支払を要求してはならない。ただし、労働者が雇用単位の規則制度に重大な違反をしたとき、労働者が重大な職責失当、私利的振る舞いにより雇用単位に重大な損害を与えたとき、など労働者の過誤により雇用単位から労働契約を解除する場合には、労働者は違約金を支払わなければならない(以上、第 26 条)。

(注 4)「労働契約法」第 38 条は、雇用単位が労働契約で約定した労働保護または労働条件を提供しないとき、労働報酬を期日に全額支払わないときなど、雇用単位に過誤があるときは、労働者から労働契約を解除できるという規定。

5. 労務派遣

- 16) 労務派遣単位または被派遣労働者が法により労働契約を解除、終了する場合の経済補償は、「労働契約法」第 46 条、第 47 条の規定に従って執行する(第 31 条)。即ち、労務派遣単位が雇用単位として経済補償を支払う。なお、「実施条例」には他にも規定が設けられているが、肝心の「労働契約法」第 66 条の「労務派遣は、一般に臨時的、補助的または代替的な業務持ち場において実施する。」という規定については、関連規定がない。

6. 法律責任

- 17) 雇用単位が「労働契約法」の従業員名簿の規定(注 5)に違反したときは、労働行政部門が期限を切つて是正を命じ、その期限を過ぎても是正しない場合は、2 千元以上 2 万元以下の罰金を科す(第 33 条)。

(注 5)「労働契約法」第 7 条で、雇用単位は労働者を使用した日から、検査に備えて従業員名簿を作成しなければならないと規定されている。

- 18) 雇用単位が労働者に支払うべき毎月 2 倍の賃金または賠償金を支払わないときは、労働行政部門が支払を命じる(第 34 条)。

- 19) 労務派遣の使用単位が「労働契約法」および「実施条例」の規定に違反したときは、労働行政部門と他の関係部門が是正を命じ、情状が重大な場合は、被派遣労働者 1 人当たり 1 千元以上 5 千元以下の基準で罰金を科す。被派遣労働者に損害を与えた場合には、労務派遣単位と使用単位が連帯して賠償責任を負う(第 35 条)。これは、「労働契約法」には規定されなかった使用単位の法律責任を規定したものである。

7. その他

- 20) 分支機構(分公司など)も、営業許可証または登記証を取得した場合は、使用者として労働契約を締結できる。取得していない場合は、使用者の委託を受けて締結することができる(第 4 条)

- 21) 試用期間中の賃金は、雇用単位の同一持ち場の最低級賃金の 80%または労働契約で約定した賃金の 80%を下回ってはならず、かつ所在地の最低賃金基準を下回ってはならない(第 18 条)。「労働契約法」第 20 条では、「雇用単位の同一持ち場の最低クラスの賃金または労働契約で約定した賃金の 80%を下回ってはならず」と曖昧に規定されており、これを補足したものである。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際事業本部 海外アドバイザー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【産業】

◆**食品の安全管理制度見直しへ**: 国家質量監督検疫総局は 17 日、基準を満たす食品企業に与えられていた国家質量監督検査免除制度を廃止することを発表した。中国全土で被害が広がる三鹿集団の粉ミルク事件を受け、食品の安全管理制度の監督を強化する狙い。同制度は、2000 年に製品の質的向上、企業の重複検査の負担軽減を目的に導入され、品質が長期的に安定しており、市場シェアも高く、政府部門による検査に連続 3 回合格等の基準をクリアした企業に適用されていた。なお、同日、国務院は全国の乳製品に対し品質面等の全面的な検査を実施し、乳製品業界の再編を行うことも発表した。

◆**全国大中 70 都市不動産価格 前年同月比 5.3%上昇**: 国家発展改革委員会、国家統計局の調査に拠ると、8 月の全国大中 70 都市の不動産価格は前年同期比 5.3%上昇したが、前月比では 0.1%下落、伸び率も前月比 1.7 ポイント低下した。うち新築物件の販売価格は前年同期比 6.2%上昇、値上がりが見られる都市は海口(16.5%)、銀川(12.4%)、北京(11.7%)。一方、値下がりした都市は、深圳(▲4.1%)、広州(▲3.3%)、惠州(▲7%)の 3 都市。なお、販売価格は前月比で見ると 0.1%下落し、25 都市で値を下げた。

【貿易・投資】

◆**「外商投資電信企業管理規定」改正**: 国務院は 10 日付で、「外商投資電信企業管理規定」の改正を公布・施行した。主要な変更点は、①外商投資電信企業の最低登録資本金を、全国或いは省・自治区・直轄市を跨って経営を行う場合は 20 億元から 10 億元へ、同一地区内の場合は 2 億元から 1 億元へ引き下げ、②設立申請時の F/S 提出の廃止。なお、外商投資電信企業の設立は合併に限定されており、外資の出資比率は基礎電信業務で 49%以下、付加価値電信業務は 50%以下である点是不変。

◆**石炭価格高騰で冬季の暖房費上昇か**: 国家発展改革委員会は 12 日、各地方政府に対し、冬季の暖房供給価格の適度な調整を許可する旨の通知を発表した。引き上げ幅は、公共施設や工場に対しては石炭価格の上昇幅を基準とし、住宅に対しては価格上昇の受入れ能力、CPI への影響等を十分考慮し、各地方で広く意見を聴取した上で決定するよう求めている。これまで石炭価格が上昇する一方、暖房供給価格が据え置かれてきた為、熱電供給企業が苦境に立たされていたことに対する措置としている。

【金融・為替】

◆**一部の地場銀行 リーマン債券を保有/影響は限定的か**: 各銀行が開示した情報によると、一部の中国地場が保有するリーマン・ブラザーズの債券や関連資産は、22 日現在、建設銀行で 1.91 億米ドル(6 月末の総資産に占める割合 0.02%)、工商銀行 1.52 億米ドル(同 0.01%)、中国銀行 1.29 億米ドル(同 0.01%)、中信銀行 7,600 万米ドル(同 0.05%)、交通銀行 7,000 万米ドル(同 0.02%)、招商銀行 7,000 万米ドル(同 0.03%)となっている。各銀行の関連債券等の総資産に占める割合は比較的小さいため、中国金融市場への影響は限定的との見方がある。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2008.09.16	6.8230	6.8230~6.8500	6.8490	0.0040	6.5620	0.1930	0.8796	0.0020	9.7583	0.0983	3.0000	2085.67	-97.35
2008.09.17	6.8390	6.8320~6.8464	6.8370	-0.0120	6.4691	-0.0929	0.8785	-0.0010	9.7245	-0.0338	3.1063	2025.60	-60.07
2008.09.18	6.8344	6.8244~6.8464	6.8340	-0.0030	6.5215	0.0524	0.8786	0.0001	9.8510	0.1265	3.2300	1990.90	-34.70
2008.09.19	6.8364	6.8310~6.8402	6.8350	0.0010	6.3654	-0.1561	0.8784	-0.0002	9.7072	-0.1438	3.5500	2179.11	188.21

RMB レビュー&アウトルック

休日明けの 16 日、人民元の中銀基準値は 6.8203 と前週比 255 ポイント人民元高で設定された。しかし前日の米大手金融機関の破綻により、信用不安が急速に高まる中、中国国内においても米ドルの流動性が低下すると米ドル買いが活発化、人民元の日中変動幅の下限に迫る 6.8500 まで大幅に下落した。その後、安値近辺での中銀と思しき大口のドル売りや、日米欧 6 中銀による協調ドル資金供給策の発表、米政府による不良債権買取機構設立といった観測から人民元が反発する場面も見られたが、根強いドル買い需要を反映して総じて安値圏での推移となり結局 6.8350 での越週となった。尚、中国休日の 15 日には、貸出金利の引き下げ(▲0.09-▲0.36%)と大手銀行 6 行を除く市中銀行の預金準備率引き下げ(▲1.0%)などの金融緩和策が発表され、更に 18 日には取引印紙税の廃止を含む株価支援策が発表されるなど、景気に配慮した政策が相次いで打ち出された。世界的な景気減速懸念は中国経済にも相応の影響を及ぼすと予想され、今後も国内景気に配慮した政策運営がなされる可能性が高いだろう。引き続き世界的な金融不安が燃える中、来週も人民元は軟調推移となることが予想されるが、中銀の強力なサポートにより下値も限られるだろう。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。